

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 2 月 17 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 加賀 至

1 当該招請の主旨

本業務については、既に南鳥島で運用している遠地津波観測装置等(以下、「本装置」という。)の点検調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構成、動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 遠地津波観測装置等(南鳥島)の点検調整
- (2) 業務内容 南鳥島に整備している遠地津波観測装置等の点検調整を行い、本装置の機能を保全し、観測精度の維持を図る。
- (3) 履行期限 平成 29 年 7 月 31 日(月)

3 業務目的

本業務は、南鳥島で運用している遠地津波観測装置等の点検調整を実施し、本装置の機能を保全し、観測精度の維持を図ることにより、津波観測業務を円滑に遂行することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

平成 28・29・30 年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、南鳥島に到達する津波を24時間365日連続して監視・観測するための重要な装置であることを理解し、点検調整にあたって津波観測業務に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整を行うことができる施設や装置を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務実績に関する要件

海底設置型のセンサーを用いた観測装置の点検調整について実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 山澤 秀幸

電話 03-3212-8341(内線 2185) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年2月17日から平成29年3月8日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年3月9日 17:00時まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。